## (01) こども難病(血液疾患)医療意見書兼療育指導連絡票

受給者				新	規	•	継	続	・ 再	開	
患 者	<ul><li>ふりがな</li><li>氏 名</li></ul>				男・女		年	月	日生	(満	歳)
発 病		年	月頃		初診日			年	月	日	
疾患群	01 血液疾患	疾病名							ICD (	,	)
治療 見込	入院	年	月	日~		年	月	目			
期間	通院	年	月	日~		年	月	日	(年・	月	回)
発血出そ断当日W網第LIP白血細一のすりのすりのする。	現在の症状:該当するものに○をつけ、必要な場合は自由記載してください。  発 熱 (有、無)、鼻 出血(有、無)、関節痛(有、無)、易感染症(有、無) 血 尿(有、無)、貧 血(有、無)、黄 疸(有、無)、発 疹(有、無) 出血斑(有、無)、脾 腫(有、無)、腫 瘤(有、無)、血管腫(有、無) その他(    ***********************************										
その他の	の現在の主な所	見等:合併	症(無、	有							)
血 木 入院力 (1~	経 過(これまでに行われた主な治療、主な検査等の結果) 血 栓 症 の 既 往:無 、有 入院加療を要する感染症:無 、有(年3回以上、3回未満 、年間延べ3か月以上) (1つに〇印: 治癒 、 寛解 、 改善 、 不変 、 再燃 、 悪化 、 死亡 、 判定不能) 今後の治療方針・内容等										

## 薬物療法:

食事療法:

該当する治療法に〇印: 補充療法 、G-CSF療法 、除鉄剤 、抗凝固療法 、ステロイド薬 、 免疫抑制薬、

抗腫瘍薬 、再発予防法 、造血幹細胞移植 、 腹膜透析 、 血液透析

療 養 •		<b>倹討(品名:</b>			
療育	保健所、保信	建福祉さ	<b>アンター</b>	で行ってい	ほしい指導等 (例:家庭看護・子育て・精神的支援・福祉制度の紹介・家族会の紹介等)
上訂	己の通り診断	、連絡	する		医療機関コード 医療機関所在地 〒
	年	<u> </u>	月	日	医惊懒   別 住 地
					医療機関名称
					医師氏名

【重症患者認定意見欄】※重症患者認定を受けるためには、重症患者認定申請が必要です。 次の①もしくは②に該当するものがある場合、「○記入欄」に○を記入してください。

なお、重症患者認定意見欄に記入した場合は、下欄に医師氏名を記名してください。

対 象 部 位		症状の状態					
眼		眼の機能に著しい障がいを有するもの	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの				
恵	器	聴覚機能に著しい障がいを有するもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの				
		両上肢の機能に著しい障がいを有するもの	両上肢の用を全く廃したもの				
上 月	肢	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの	両上肢の全ての指を基部から欠いているもの 両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの				
		一上肢の機能に著しい障がいを有するもの	一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの 一上肢の用を全く廃したもの				
下	n.L.	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの	両下肢の用を全く廃したもの				
		両下肢を足関節以上で欠くもの					
本 幹 ・ 脊		1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の 障がいを有するもの	1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障がいを有するもの				
+ # 0 **	おくあ	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項(眼の項及び聴器の項を除く。)の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの				
又 14 7 1茂			四肢の機能に相当程度の障がいを残すもの				
② ①に該当し	ない	、場合であって、各疾患群に関して次の項目に該当するな	易合				
疾 患 群		該 当 項 目					
申経・筋疾	P 経 ・ 筋 疾 患 発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの						
上記の通り	診	断する	医師氏名				

(重症患者認定意見欄に記入した場合は必ず医師氏名を記名してください)

こども難病医療費助成事業日常生活用具 ※給付を受けるためには、日常生活用具給付申請が必要です。

(電路内) (電路内

	審査	重 症
審査欄		